

利用者への虐待防止に関する指針

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所では、国が定める「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律（障害者総合支援法）」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」等の法令の定めに従い、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、障害福祉の増進に努めるものとします。

2. 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れがある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) ネグレクト

利用者を虚弱させるような著しい減食または長時間の放置、前3項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会とその他事業所内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、身体拘束の廃止及び適正化に関する協議と併せて「虐待防止委員会」を設置するとともに虐待防止に関する担当者等を定めるなどの必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止委員会の構成員

- ①委員長 施設長（虐待防止責任者）
- ②委員 支援課長（虐待防止受付担当者）
- ③委員 施設入所係長（2名）
- ④委員 生活介護係長（2名）
- ⑤委員 地域生活部係長

⑥委員 医務係長

(2) 委員会の開催

年1回以上開催します。また、虐待等が発生した場合、委員会を適宜開催します。身体拘束等の適正化に関することや、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

(3) 委員会の審議事項

- ①虐待防止委員会の組織に関すること。
- ②虐待防止の為の指針の整備に関すること。
- ③虐待防止、身体拘束等の適正化の為の職員の研修の内容に関すること。
- ④虐待等について職員が相談、報告できる体制の整備について。
- ⑤虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること。
- ⑥苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関すること。
- ⑦虐待発見時の対応に関すること。市町への通報が迅速かつ適切に行われる為の方法に関すること。
- ⑧再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。
- ⑨身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討。
- ⑩その他の人権侵害、虐待防止等に関すること。

4. 虐待防止の為の職員研修に関わる基本方針

職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及、啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待防止の徹底を図る内容とします。

この指針に基づく研修は年1回以上の研修に加え、新規職員採用時には行い、研修の実施内容については記録に残すものとします。

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その原因の除去に務めます。客観的な事実確認の結果、虐待があったことが判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。緊急性が高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は担当者に報告します。虐待者が担当者本人だった場合は、他の上席者等に相談します。担当者は報告を行った者の権利が不当に侵害されないように細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行ないます。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。対応を行ったのにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市の窓口等外部機関に相談します。

事実確認を行なった内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、関係委員会等におい

て当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策等を作成し、職員に周知し、市に報告します。

7. 成年後見制度の利用支援に関わる事項

保護者がいない又は、保護者の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとします。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を保護者に伝えるものとします。

9. 利用者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、誰でも閲覧できるように事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとします。

10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

4に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に務めます。

附則 本指針は令和5年4月1日より施行する。